



「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜を伝染病から守りましょう！

家畜伝染病予防法第12条の3の規定により、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守らなければならない「飼養衛生管理基準」が定められています。これは、家畜を伝染病から守り、安全な畜産物を生産するための最低限の基準です。裏面のチェックシートを活用して、点検を行い、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

●「飼養衛生管理基準」は、以下の10項目です。

1	畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
2	畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
3	飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないように努めること。
4	他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
5	他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
6	畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
7	家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
8	家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
9	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
10	家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

(家畜伝染病予防法施行規則第21条より)

家畜に異常が認められた場合には松本家畜保健衛生所まで速やかに連絡してください。

松本家畜保健衛生所 TEL : 0263(47)3223 FAX : 0263(47)0101

(時間外は転送し、24時間受付ています)